

真福寺本将門記にみえる複数字体の漢字について

——日本語の歴史における漢字の受容——

浅野敏彦

で差異が生じるという問題がある。

		漢字／文献
怪	○	A
怪	○	B
怪	×	C
恠	○	
恠	×	
恠	○	

平安時代の識字層が用いた漢字の字種を調べる手だてとして、宮島達夫氏の『古典対照語い表』（笠間書院 一九七一年）にならって、小右記、権記（以上一部）、日本霊異記（上巻）、将門記、陸奥話記、尾張国解文、高山寺本古往来、田氏家集の八文献を資料とした『平安時代漢字文献対照漢字表』を作成したが、『平安時代漢字文献対照漢字表』作成の試み——平安時代の識字層が用いた漢字調査のてだてとして——大阪成蹊女子短期大学研究紀要31号に一部を示した）、テキストを電子化する過程で、同一文献に「怪」「恠」「舞」「儻」などある複数字体の処理に苦慮した。異体字の処理の問題は翻刻のときにも問題となることであるが、複数文献の漢字を比較しようとするときには、その処理の仕方によっては、統計の上

たとえば、翻刻の方針が異なる活字本の三文献を資料とした場合、C文献の「恠」を、「怪」の異体字であると考え、現行通行字体である「怪」の字体に直せば、「怪」は、A、B、C三文献共通漢字ということになる。その場合、A文献の「恠」も「怪」に直すことになる。「恠」を「怪」に直すには、A文献の「怪」「恠」、B文献、C文献の「怪」「恠」が、各文献において同一の意味あるいは語を表わしていると認めていることが前提となっている。「怪」と「恠」の意味あるいは表記していることばが違っておれば、「恠」を「怪」に変えることには問題がある。漢字の形・音・義の音と義とが同一

のときに、二つの形の異なる字体を持つ漢字を異体字と呼ぶとすれば、音あるいは義が違っているときには、二つの字は別字となるからである。

本稿は、一つの文献に、「怪」と「恠」のように二つの字体が見えるとき、それを複数字体と呼び、その複数字体をとおして、日本語の歴史における漢字の受容のありかたについて、『真福寺本将門記』を例に考察を進めるものである。なお、用例の出所を示していない例はすべて『真福寺本将門記』（勉誠社文庫）である。

鈴木恵氏「将門記古写本二本対校資料」（『東洋大学短期大学紀要』14号 一九八三年）が、指摘される「二つの字体」のうちの「余」「餘」以外の例は、次に示すように表記している語に違いがなく、異体字として処理できるものである。

- 1 汝在世之時（543行）
- 2 予在^{フレ}世之時（539行）
- 3 皆挽^{ヒキ}楯^{タテ}逃^{ニケ}還^ル（77行）
- 4 逃^{ヒケ}歸^ル於^ニ夫^レ家^ニ（134行）
- 5 以天慶二年十一月廿一日（295行）
- 6 以天慶二年十一月十一日（318行）

「世」の用例15のうち9例が「興^キ世^セ王」であるが、「興^キ世^セ王」の

真福寺本将門記にみえる複数字体の漢字について

例も3例あって、逆に「宿^ス世^セ」「世^セ間」のように「興^キ世^セ王」以外の語の表記もあり、「世」は「興^キ世^セ王」専用というのではない。「年」と「季」は、使用度数が、他の二つの組ではそれぞれ同数、あるいはほぼ同数（逃と迚は各3例、世と世は13例と15例）であるのに対して「年」は37例、「季」は3例と偏りがみえはするが、5、6の例からも「年」と「季」とに書き分けがあったとは思われない。右の三組の漢字はそれぞれ同一の語を表記しているのであり、通行の字体にあらためるといふ校訂方針をあげておけば、「世」「迚」「季」は、それぞれ「世」「逃」「年」に統一してもいいものであると考える。しかし、以下に述べる三組の漢字は、複数の字体を認めておかなければならないと思われるものである。

二

- 7 千餘人之兵（83行）
- 8 将門隨兵僅千余人（299行）

鈴木恵氏のいわれる「二つの字体」のひとつである「余」と「餘」は、7、8の例のように、同一の語を表記していて、上記の三組の漢字と同じと思われるのである。他の例にも、「五百餘家」「六十餘人」「八十餘人」「三千餘端」「八十餘騎」などがあり、「数字＋〇＋助数詞」の〇には「余」「餘」のいずれもが用いられる。

ところが、9、10、11に示したように、「アマリア」「ユウヨ」

(11)の表記には「餘」が用いられて、「余」にはそのような例はない。すなわち、「有餘」という漢字連結では「餘」が用いられるが、「余」は用いられないと言えそうなのである。

9 彼介愛興ムシコト 有餘リ (163行)

10 火煙昇而有餘リ 於天ソラニ (467行)

11 所燒之芥子七斛有餘リ (414行)

『佩文韻府』は「有餘」の例に、詩経、礼記、周礼、史記、後漢書、南史、北史、老子、莊子、白居易、杜甫などの例を引く。また、『大漢和辞典』は勝鬘經の例を載せる。さらに、「幸遇恩餘頼」(幸二恩餘の頼二遇ひテ) (435行)と、漢語めかしたと思われる「恩餘」という漢字連結語が見える。

周知のとおり、中国においては、「余」は、一人称「ワレ」の意味であり、「アマリ」の意味は「餘」であって、「余」には「アマリ」の意味はないのであるが、『色葉字類抄』(中田祝夫・峰岸明編『色葉字類抄研究並びに索引——本文／索引編』——風間書房)、『類聚名義抄』(正宗敦夫編『類聚名義抄』風間書房)にはつぎのように、「余」に「アマリ」の例が見える。なお、引用に当たっては、印刷の便宜を考え二行割りとなつてるところも一行書きにした。

12 我ワレ 己稱也 吾言朕台儂邛子余己 向 (字類抄 上卷ワ人事)

13 餘アマル (字類抄 下卷ア員数)

14 余アマル ワレ チ アメリ カツ (名義抄 僧中 八九)

15 餘餘 俗正 音余 アマル レリ ノコル ミナ ホカ ユタカナリ 和去

(名義抄 僧上 八七)

『色葉字類抄』『類聚名義抄』のいづれにも、「餘」には「ワレ」の訓はなく、「餘」は「アマリ」専用である。「アマリ」において、二字は共通するのであるから、「現行字体に改める」という校訂方針で「餘」を「余」に直していいかとなると、7の場合には問題はないが、9、10、11の「有餘」や「恩餘」の「餘」については、「アマリ」の意味ではあるが、漢語であったり、漢語めかした語であったりするので、「余」とは区別して用いられていたのではないかと思われ、「余」にあらためることに問題があると思われるのである。

つまり、漢字本来の意味からすれば違った文字で、通用されることとがない「余」「餘」を、我国では通用させていたのであるが、真福寺本将門記においては、「アマリ」の意味を含む漢語、あるいは漢語的な語の表記には、通用させずにもっぱら「餘」を用いていたのである。通用しない場合もあったという点で、複数字体である「世・世」「逃・逃」「年・季」とは違っているのである。

なお、笠榮治氏『陸奥話記校本とその研究』（桜楓社 一九六六年）、三保忠夫氏『尾張国解文』宝生院本——漢字索引——（『訓点語と訓点資料』74輯 一九八五年）によって、『尊経閣文庫本陸奥話記』、『真福寺本尾張国解文』を検索すると、二書ともに、「余」「餘」の字体が「アマリ」の表記に使われているが、「アマリアリ」はいずれも「有餘」（陸奥話記3例、尾張国解文1例）とある。

「余」は「餘」の篇を省略した省文とする考え方もあるが、仮に省文であったとしても、「有餘」「恩餘」には省文を用いなかったということになる

三

この節で考察しようとするのは、中国において通用されていた二つの文字を、区別して用いていたのではないかと思われる例についてである。

16 煙火也從火聲 烏前切 烟或從因（陳昌治刻本『說文解字』中華書局香港分局發行）

17 烟俗煙正 伊賢反 烏也火氣也（『龍龕手鑑』中華書局影印本）

18 烟略 亦作煙矣（『妙法蓮華經釈文 卷中』古辞書音義集成 汲

古書院）

19 煙於賢反 火氣烟同上（『篆隸万象名義』138才 高山寺資料叢書）

真福寺本將門記にみえる複数字体の漢字について

17の『龍龕手鑑』によると、「烟」は「煙」の俗字であり、「煙」と「烟」とは通用字として理解されていた。次の例はその具体的な例である。20は、『文選』の本文「遂登羣峯首一邈若升雲烟」の李善注にみえる例である。

20 論衡曰。天審氣氣如_レ雲曹子建述仙詩曰遊將_レ升_二雲煙_一（宋淳熙本 卷二六—31才）

また、21は変字法と見られる例であり、22、23は類似表現における使用例である。

21 乃到_二龍所_一。兩龍見_レ之。大怒便变化出_レ煙。須臾復出_レ火。

目連以_二弘意_一亦变化。出_レ烟必繞_二兩龍三重_一。（『龍王兄弟經』大正新脩大藏經）

22 煙を見（る）こと得（る）を以て（『高山寺本大毗盧遮那經

疎』永保点 卷三—599行 高山寺資料叢書）

23 煙_{ケテ}を見て火を知（る）か如し（同右 卷三—636行）

『新撰字鏡』（京都大学国語国文学研究室編 臨川書店）、『和名類聚抄』にはそれぞれ「烟_ヲ煙_ヲ」（天治本卷一—21才）、「四聲字苑

云烟_{於賢反字亦作煙和名介布利}」（卷二—燈火具第一—157）とあり、『色葉字

類抄』には「煙_{ケテ}ケリ行哉 烏前反 又作烟」（中卷 ケ天象）とあって、中

国の正体字、異体字の関係を紹介、継承しているといえる。つきに列挙する訓点資料からは、辞書にみえるのと同様であったこと

が確認できる。

24 以_レ交薪燒_ニ於_レ竈_一。其烟_ノ氣_ヲ、遠薰_{（築島裕 石塚晴通氏翻刻}

岩崎本『日本書紀』卷三三 貴重本刊行会）

25 或は寒_ノ林_{（の）}烟_ヲ絶_{（え）}タルたる（さる）「不_レ一處に於て

ス（『高野山西南院藏蘇悉地羯羅經』延久三年奥書 西崎亨

氏釈文『訓点語と訓点資料』85集）

26 後に當に涅槃に入ること烟_ヲ盡_{（き）}て燈滅するか如しと

（『立本寺藏妙法蓮華經古点』卷一四 門前正彦氏釈文『訓点

語と訓点資料』別刊第4）

ところが、真福寺本将門記の場合は、次の二つの例が示しているように、「煙」と「烟」との間には書き分けがあり、二つの漢字は通用字ではなかったと考えられるのである。29、31、32の「煙」

「烟」の字は楊守敬旧藏本（貴重古典籍刊行会）も同じである。

27 其日_ノ火聲論雷_ノ施響_、其時_ノ煙色争雲_ニ覆空_一（11行）

28 山王交煙_ニ隠_レ於_レ巖_後（12行）

29 煙_ハ遇_ニ如_レ掩_{空_ノ之_ノ雲}（112行）

30 火煙昇_{リテ}而_テ有_リ餘_リ於_レ天_一（467行）

31 夜_ハ民烟_ニ絶_ニ煙_一（111行）

32 三百余之宅烟滅_テ作_レ於_レ一旦之煙_一（302行）

すなわち、「煙」は和語「ケフリ」を表記しているが、「烟」は

「民烟」「宅烟」という漢字語の構成要素として用いられていると見ることが出来る。「民烟」「宅烟」は、『佩文韻府』になく、『漢語大詞典』の見出し語にもないが、「民烟」の日本における例は、次のように見られる。

33 奸_ノ構_ノ所_ノ損_ニ民_ノ烟_ヲ長_ク失_ニ農_ノ桑_ノ之_ノ地_一（『身延山本本朝文粹』卷二 大政官符・延喜二年三月二三日汲古書院複製本）

34 無_レ民烟_者郡司何奉_レ公_一（早稲田大学本『尾張国解文』第五

簡条 早稲田大学蔵資料影印叢書）

35 官物之究済者民烟為_レ力（伊賀国司聴宣 天喜四年三月二八

日 平安遺文）

36 民烟桑田漸成_ニ大河_一、今秋洪水如_レ無_レ餘_剩（東大寺牒案 永

治元年十月二九日 同右）

37 猥致_ニ取_レ公_一、民烟逃散、田畝荒廢（鳥羽院序下文書 康治元

年二月一三日 同右）

38 虜領_ニ百餘家_ノ之_ノ民烟_一、令_レ不_レ隨_ニ国_ノ衛_ノ之_ノ所_一勘（官官旨 長

寛三年七月二三日 同右）

39 御預_ノ郡_ノ頗_ハ有_レ亡_ノ弊_聞、仍_レ為_レ省_ニ民_ノ煙_ノ之_ノ煩_一（『高山寺本古

往来』121行）

『色葉字類抄』にも「民俗_ノ分_ニ民_ノ烟_ノ同_一」（黒川本下65ウ 疊字）

とあって、和化漢文では多く用いられた語であったと思われるので

ある。なお、39の「民煙」の例は、「熊野本宮別当大衆等申文」(永保三年九月四日 平安遺文)にも見える。

「民煙」は、右の用例から「民の家」「人民」(39)の意味であると思われる。「人家から立ちのぼる煙。竈の煙。転じて、人・人家をいふ」(大漢和辞典)とされる漢語「人煙(煙)」とつながる和製漢語と思われる。

40 吾聞昔日西涼州、人煙撲地桑柘稠。(元稹詩『佩文韻府』所引)

41 今夜不知何處宿、平沙萬里絕人煙。(岑參「碩中詩」『全唐詩』)

42 廢村已見人煙斷、荒院唯聞鳥雀吟。(和左金吾將軍藤緒嗣過交野離宮感旧作) 凌雲集 本間洋一氏編『凌雲集索引』
和泉書院)

43 故関析罷人煙稀、古堞荒涼餘楊柳。(「故関柳」文華秀麗集芳賀紀雄編『文華秀麗集索引』和泉書院)

ところで、『真福寺本將門記』の「民煙」「宅煙」の「煙」の訓は「エ」¹とあるが、『楊守敬旧藏本將門記』(貴重古典籍刊行会の複製)には、いずれも「カマト」の訓がある。

『色葉字類抄』『類聚名義抄』にも、「煙」には「カマト」の訓が見える。しかし、『色葉字類抄』は、「煙」(ケ天象)では、異体字

真福寺本將門記にみえる複数字体の漢字について

として「煙」を上げているが、「煙」(カ地儀)では、同じ意味をもった字として「竈」があげられている。すなわち、『色葉字類抄』では、「ケフリ」からは「煙」「煙」の両方の字が見えるが、「カマト」からは「煙」しか見えてこないことになっている。

44 煙カマト民封 同又カマ『色葉字類抄』上92オ カ地儀

45 煙无気也上音燕又因カマトケフリモエ和正煙正『類聚名義抄』

仏下末)

書写が一二八一年で、現存写本のなかで最も古い写本である『早稲田大学本尾張国解文』には七例の「煙」が見えるが、「エン」と読んだ例は、すでに指摘した34の例の第五箇条のみで、例示した箇所に続いて、「仍拾離散之煙、准留跡之煙、僅万之一也(仍子離散の煙を拾テ、留跡の煙ニ准レハ、僅二万の一なり)」とあるが、前者には「カマト」、後者には「ト」訓が付けられている。他の二例にも「ト」あり、他の二例には訓がない。早稲田本の欠損部には、他本によれば、三例の「煙」がみえるが、東大史料編纂所本(日本思想大系による)、真福寺本(名古屋温故会の複製)では、一例が「二煙(エン)」とあり、他の二例には訓がない。

このように、「カマト」の訓を持つ「煙」であるが、すでに見たように、漢字「煙」には「竈」の意味はなく、当然のこととして、仏典、漢籍の訓点資料の「煙」には「カマト」の訓はない。和語

「かまど」（かま）は、万葉集に一例、貧窮問答歌（巻五892）に「可麻度には 火気吹き立てず 甑には 蜘蛛の巣かきて 飯炊く ことも忘れて」（小島憲之氏他『万葉集 訳文篇』塙書房）とあり、和名抄には「竈 四聲字苑云竈則到反與問和名加音炊爨処也」（元和三年古活字版 巻二二燈火器第一五八 勉誠社文庫）とある。また、東大寺出土の木簡の中に、「竈丈マ□□ 竈 波太安万呂」のような、竈の係の名前を記したと思われる（木簡学会『日本古代木簡選』岩波書店 一九九〇年）ものがある。

「烟」に「カマド」の訓がみえるのは、いつ頃からかということ、十分な調べがつかっていないので不明であるが、『古事記』『秋山之下氷壮夫と春山之霞壮夫』の節には、小林芳規氏（日本思想大系）は「ケフリ」と読まれ、倉野憲司氏（岩波文庫）、西宮一民氏（桜楓社）は「カマド」、武田裕吉氏（角川文庫）は「ヘツヒ」と読まれている46のような例がある。

46 如此令詛置於烟上（カクトコヒテカマドノウヘニオカシメキ）（『訂正古訓古事記』中巻83オ）

しかし、ここは直接竈の上に置かなくても、煙にくべることで呪った（詛）ことにはなるであろう。それゆえ、「ケフリノウヘ」でも問題がないと思われる。また、上述したように漢字「烟」には竈の意味はないのであるから、ここを「カマド」「ヘツヒ」と訓むこ

とはならないのではないかと考えられる。「竈」で想起される仁徳天皇の故事も、『日本書紀』仁徳紀四年春二月に「今朕臨億兆、於茲三年。頌音不聆、炊烟轉疎」（日本古典文学大系）と見える漢語「炊烟」は、兼右本では「イヒカシクケフリ」と訓があり、『古事記』では「於是天皇、登高山、見四方之国、詔之、於二国中、烟不發、国皆貧窮」（下巻 岩波文庫）とあり、武田、倉野、小林氏ともに「ケフリ」と訓まれている。

色葉字類抄、類聚名義抄以外の辞書で、「烟」に「カマド」の訓を載せるものをあげると、次のとおりである。

47 烟カマド 民竈（世俗字類抄 カ地 天理図書館蔵本）

48 烟カマド 民竈（世俗字類抄 カ地 東大國語研究室蔵本 東京大学

学国語研究室資料叢書）

49 煙カマド 同（略）ケフリ モユ カマド（字鏡集 龍谷大学本 龍谷大学善本

叢書）

50 烟カマド 反ケフリ カマド（拾篇目集 北栞昭編『倭玉篇五本和訓集

成』汲古書院 一九九四年）

51 烟カマド ケムリ カマド エン（玉篇要略集 同右）

52 烟カマド エン カマド ケフリ（音訓篇立 同右）

53 烟カマド（温故知新書 中田祝夫 根上剛士氏編『中世古辞書四種

研究並びに総合索引』風間書房）

49の字鏡集が「煙」にカマドの訓を載せているのは、掲出字の整理の際、煙にあったものを整理した結果であろうと思われる。なお、文明本節用集（中田祝夫『改定新版文明本節用集研究並びに索引』勉誠社）、下学集（中田祝夫『古本下学集七種研究並びに総合索引』風間書房）には、カマドに「煙」をあてたものはなく、カマドには「竈」の字があてられている。また、倭玉篇の類でも、玉篇略、米沢文庫本倭玉篇は、カマドの訓を載せていない（北恭昭編前掲書）。辞書の記載の具体例が、『仙源抄』に「いへかまど 家烟也」（新校群書類従）と見えている。

このように見てくると、「民烟」「宅烟」の「烟」は、「カマト」を表記した漢字とも考えられるが、用例31の後に、「所遺民家為仇皆悉焼亡（遺ル所ノ民家仇ノ為に皆悉く焼亡シヌ）」（119行）とあるので、「民烟」は、「民家」の意味で用いられているものと考えていいと思われる。ただ、真福寺本将門記の欠損部を『扶桑略記』の記事で補える箇所が、『扶桑略記』では「蟄屋焼者迷烟不去」（天慶二十一年十一月二日 新訂増補国史大系）とあって、「ケフリ」に「烟」の字が用いられている。しかし、この箇所は、将門記によったことを示す「合戦章云」がないことや、「合戦章云」とある箇所においても、国史大系が頭注で示しているように、将門記そのものとは本文に異同があり、『扶桑略記』の「迷烟不去」が将門記の本文であ

ったことにはならないと思われるのである。

なお、『風土記』（日本古典文学大系）には54の「ケフリ」の意味の「烟」の他に、55のような戸（家）を数える助数詞と思われる「烟」^注があり、太政官符にも同様の「烟」がある（57）。この用法の起源をどこに求めるかについては、既刊の漢和辞典の類にも注記がなく、考察ができていないのであるが、吉野政治氏の教示によれば、新羅民政文書にも見えるということである。この「烟」が、「民烟」の成立にあずかるところがあったとも考えられるのであるが、詳しく考察する資料を持たないので、『風土記』の例（55）のような用法の考察は後日を期することにする。

54 若有^二荒城之烟^一者 去^三靡^二海中^一 時^四烟射^レ海而流之（常陸国 行方郡）

55 四面絶海 山野交错 戸一十五烟 田七八町餘（常陸国 信太郡）

56 神戸六十五烟^{本八戸 難後天皇之世加奉五十戸 以下略}（常陸国 香島郡）

57 而或終身不^レ飯。或^レ拳^レ家離散。一人被^レ点^一烟永絶。差送之

弊室家稍小（太政官符 天安三年三月一三日 類聚三代格 新訂増補国史大系）

58 奉^二幣^一於伊勢以下諸社。奉^二封戸廿五烟^一於石清水八幡宮。依^レ

祈^二兵乱^一也。（日本紀略 天慶三年八月二八日 新訂増補国

史大系)

以上を要約するに、「烟」をカマドとするのは、後世の人の読みであつて、真福寺本から推察するに将門記の原作者にとつて、「煙」は、「ケブリ」を表記する漢字で、「烟」は「煙」の異体字ではなくて字音「エン」を表記する漢字で、「烟氣・炊烟・烟焰」、さらに「民烟・宅烟」といった漢語、あるいは和製漢語の構成要素として理解していたと思われるのである。

中国においては、音、義を共通する異体字である字体の一方を、和語を表記する常用漢字に、他の一方を、漢字語の構成要素の字音を表す漢字として用いたと考えるのである。こうした類の漢字として、真福寺本将門記には、他に「愧」と「媿」がある。

43 下総、国兵忿愧^{ハ、リハチテ}早去^ヌ (456行)

44 急取裸形^{ゴ、ハニヌル}之媿^{ハ、チ} (303行)

45 為匿^{カクサムカ} 女人媿^{ハ、チ} (426行)

「愧」は一例で、他の七例すべて「媿」であるが、次の例から明らかのように、「愧」と「媿」とは異体字である。『身延山本本朝文粹』には、「慙、慚、媿」が見え、用法における区別は見られない。

46 媿^{九位反本亦作媿小爾雅云直去語之慙媿也} (爾雅音義) 新校索引經典釈

文) 所引 学海出版社)

47 慙^{ハツ} ハチ 愧^{又作媿} 恥^兼 以下慙 (色葉字類抄 上二四ウ 八人事)

真福寺本将門記では、「媿」の八例すべてが和語「ハチ」の表記

に、「愧」は一例のみであるが、漢字語「忿愧」の構成要素に用いられている。『将門記 研究と資料』(古典遺産の会編 新読書社一九六三年)には、「恥」と比べて、「媿」は、兵士の暴行を描写する場合に用いられているとの指摘がある。「忿媿」は、『佩文韻府』になく、『色葉字類抄』の暈字にも見えない漢字語であるが、字順が逆になった「愧忿」は『佩文韻府』に『宋史』の例があがっている。真福寺本将門記では、「(いか)リハチテ」と訓読しているが、「餘」が「有餘」「恩餘」に、「烟」が「民烟」「宅烟」の表記に用いられているのと、事情を同じくするのではないかと考えるのである。

四まとめ

将門記の漢字の用法には、漢字本来の用法としては通用しない字を通用させながら、漢字語には本来の漢字の用法にかなった字を用いたもの、逆に、通用させて用いられていた漢字を、和語の表記と漢字語の表記に区別して用いているもののあることを、「余」と「餘」、「煙」と「烟」・「媿」と「愧」を例に考察した。叙述が、将門記筆者の工夫のようなことになっているのは、考察の対象を広くとっていないためである。

たとえば、尊経閣文庫本『陸奥話記』も「交煙悲泣」、「烟焰如

飛」とあつて、「煙」は「ケブリ」を「烟」と漢字語を表記しているように見受けられる。しかし、『身延山本本朝文粹』は「煙」も「煙○・○煙」と熟語の場合も「煙」であり、右に述べてきたことが、和化漢文にのみ言えることであるのか否かも含めて、平安時代の他の漢字文献の調査を行う必要があることは言うまでもないことであるが、いま、その準備がないうままに、『真福寺本将門記』における事実をおして、日本語の歴史における漢字受容の問題の一端について述べた。

注

三木雅博氏は、「教訓書『仲文章』の世界（下）——平安朝漢学の底流——」（『国語国文』六三卷六号 一九九四年六月）において、『続日本紀』延暦十年二月十日の「於於是、牛養等戸廿煙依請賜之」を引用され、「煙」には「戸」の意味がある」とされている。三木氏は「煙」と通行字体を用いられているが、例えば、蓬左文庫本（八木書店複製）には「二十烟」とある。

〔付記〕

使用した本文は文中において示した。検索は文中において示した索引類によつたが、本文に示した以外に『史記索引』（李暁光 李波主編 中国広播電視出版社）、『白氏文集歌詩索引』（平岡武夫 今井清編 同朋舎出版）、『文選索引』（斯波六郎主編 中文出版社）、『日本書紀』（中村啓信編 角川書店）、『続日本紀総索引』（星野聡 村尾義和編 高科書店）、『平安遺文索引編下』（東京堂出版）、『大正新脩大藏経』第八卷九卷・経集部上

下を用いたほか、検索の結果、用例のなかったものについても既刊の索引類を用いて検索したが、書名をあげるのは、紙幅の関係上省略した。

訓読文は、引用した本文の読みにしたがつたが、訓点の施されていないものについては、私に施したものもある。なお、42、43の訓読は小島書之氏『王朝漢詩選』（岩波文庫）によつた。

本稿は第23回（一九九四年四月二四日）同志社国語学研究会の席での報告「真福寺本将門記に見える複数字体の漢字について——「余」と「餘」、「煙」と「烟」、「愧」と「媿」——」にもとづいたものである。46の解釈については、藤井俊博氏の教示をもとに考え直したものである。また、第238回（一九九四年五月二日）同志社国語学研究会での玉村領郎氏「真字熱田本平家物語」の用字法」の、熱田本平家物語における「怒」と「急」の表記の書き分けについての発表は、本稿の推論の一助となるものである。ともに、記して感謝の意を表します。

〔追記〕

出稿後、吉野政治氏より、用例56と同じ用法の「烟」が、平川南氏の『よみがえる古代文書——漆に封じ込められた日本社会——』（岩波新書 一九九四年八月）二〇一頁に紹介されている延暦年間の文書にあることを教えていただいた。また、本稿の冒頭で述べた「平安時代漢字文献対照漢字表」を冊子（私家版）にした。以上二点、初校の余白を借りて付け加えていただいた。